

特定施設入居者生活介護事業者の令和8年度内定申請受付に係るQ&A及び補足事項

※各用語の定義は次のとおりです。

- ・「要綱」とは、「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」を意味します。
- ・「内定要項」とは、「特定施設入居者生活介護事業者の令和8年度内定申請受付要項」を意味します。
- ・「事業計画書」とは、「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」を意味します。
- ・「指導指針」とは、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」を意味します。

No	区分	質問	回答
1	全般 (内定条件等)	この公募を経ずに、特定施設入居者生活介護事業の開設や増床を行ってもよいか。	「特定施設入居者生活介護」は介護保険法上の「総量規制」の対象となるサービスであり、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定める計画値を超えた場合には指定を行わないものであることから、公募手続きを経ずに開設・増床することは認められません。
2	全般 (内定条件等)	内定予定定員数について、内定申請のあった事業所の定員数と内定予定定員数との関係性はどのように考えればよいか。	内定予定定員数は「上限」となりますので、その範囲内で、得点の高い順に内定事業者を選定するものです。(内定予定定員数を超過した内定は原則として行いません) 【具体例】 200名の募集に対し、下記のとおり4事業所から計270名分の応募があった場合、A及びB事業所は内定となりますが、第3位以下(C・D事業所)は内定予定定員数を超過するため、内定は行いません。(D事業所を繰り上げて内定するものではありません) 1位：A事業所(80名定員) 2位：B事業所(80名定員) 3位：C事業所(70名定員) 4位：D事業所(40名定員)
3	全般 (内定条件等)	同じ法人が、複数の事業所に関する内定申請をすることはできるか。	可能です。
4	全般 (内定条件等)	有料老人ホームについて住宅型から介護付への転用を考えているが、現在の定員が86名の場合、80名を介護付として、他6名を住宅型として運営することは可能か。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成20年2月27日開催)において、「基本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分の混在するという事はないことを踏まえた上で、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないよう適切な指定事務を行っていただきたい。」とされていることを踏まえ、一つの建物に介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが混在する形での運営は認められません。
5	全般 (内定条件等)	既存のサービス付き高齢者向け住宅であっても、本公募の内定申請は可能か。その際の注意点などはあるか。	内定申請は可能です。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅の場合、選定基準(得点表)において、「3-3居室の広さ」など、得点の取り扱いが異なる項目があるので御注意ください。
6	全般 (内定条件等)	建築基準法上の建物用途が「共同住宅」となっているサービス付き高齢者向け住宅が「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることは可能か。	内定申請は可能です。 ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けるにあたり用途変更が必要であるかについては、事業者において関係部署(まちづくり局建築審査課)に御確認ください。
7	全般 (内定条件等)	募集する区(圏域)の指定はあるか。	整備対象区域について、内定要項等における記載事項と整合が取れていれば問題ありません。特に、内定要項のうち「3 関係法令等」「4 事業用地の確保等」の記載事項について御確認ください。

8	提出書類	「法人登記簿謄本」「土地登記簿謄本」「公図写し」「地積測量図」については、いつ発行したものでもよいのか。	発行から3か月以内のものを提出してください。
9	提出書類	事業計画書の添付書類4(1)「建築概要書」について、指定フォーマットはあるか。	指定の様式はありませんので、任意様式で作成・提出してください。
10	提出書類	事業計画書の添付書類4(3)「各室別面積表」は、平面図に各室面積が記載していれば代用が可能か。	お見込みのとおり、代用可能です。
11	提出書類	事業計画書の添付書類6(3)「建築工事見積書」について、既存施設であっても、見積書の提出は必要か。	改築・改修工事を行う場合には見積書を提出してください。工事を行わない場合、提出は不要です。
12	提出書類	事業計画書の添付書類6(5)「近隣住民に対する説明経緯を示す書類」とあるが、近隣住民説明の具体的範囲の指定はあるか。具体的範囲が無い場合、建築基準法の「中高層建築物等」の範囲と考えているが、よいのか。	具体的範囲の指定はありません。 指導指針にあるとおり、地域の理解と協力が得られるよう努めてください。
13	提出書類	事業計画書の添付書類7(4)「運営実績が確認できる資料(「事業者指定通知」の写し等)」について、提出が必要な指定権者区分に決まりはあるか。	指定権者を限定しているものではありませんので、他自治体による指定を受けたものも対象となります。(ただし、本市の指定を受けている場合には、その写しを優先して提出してください。)
14	選定基準全般	既に特定施設の指定を受けている施設を増床する場合、選定基準においては、既存施設分も含めて評価してよいのか。	既存施設における増床の場合、既に指定を受けている特定施設及び増床分の事業所全体として、選定基準(得点表)に従い評価してください。(増床分のみで評価するものではありません)
15	選定基準全般	選定基準(得点表)について、評価項目の中で得点できない(0点である)場合に、本公募の対象外になってしまうことはあるか。 (公募対象となるための「必須の加点項目」はあるか)	そのような項目はありません。 あくまでも全体の得点数で判断します。
16	選定基準全般	選定基準(得点表)について、合計得点が同一の場合にはどのように判断するか。(優先度の高い選定基準はあるか)	選定基準(得点表)の末尾(欄外)にある「※4」に記載のとおり、項目番号順に比べて、差がついた時点で高い点数を取得している事業所を選定します。 例えば、3-1まで比較して同点だった場合、3-2で比較します。3-7で比較して同点だった場合、4-1で比較します。
17	選定基準2-1	選定基準(得点表)2-1の「利用料金」について、各金額は税抜か、税込か。	月額利用料及び入居一時金について、共に税抜額で判断してください。
18	選定基準2-1	選定基準(得点表)2-1の「利用料金」で加点した場合、将来的な物価高騰等の影響で利用料金を値上げせざるを得ない状況となった場合に、誓約違反となるか。	誓約書に記載があるとおり、内定申請時に選定基準(得点表)で加点した場合、運営開始後も継続して遵守する必要があるため、運営開始後も継続できるよう、余裕を持った料金設定としてください。

19	選定基準 3-2	選定基準（得点表）3-2の「洗濯室」について「居室のある各階に設ける」とあるが、居室のある階の廊下等に洗濯機と乾燥機を置く場合には加点可能か。	当該項目は、衛生面等から居室のある階ごとに「洗濯室」を設けることを評価していますので、御質問の状況については得点することができません。
20	選定基準 3-3	選定基準（得点表）3-3の「居室の広さ」について、「洗面設備は壁掛けであれば面積に含めるが、それ以外の場合には含めないこと」とあるが、洗面台という家具を設置した場合はどうか？	洗面台という家具を設置した場合は、床が抜けていない場合、居室面積に含めることはできません。
21	選定基準 3-3	選定基準（得点表）3-3の「居室の広さ」について、現在はサービス付き高齢者向け住宅だが、居室の面積は19㎡～22㎡である。これは登録基準の但し書き共有部のスペースを確保しているため、現状の面積で認可された経緯がある。この場合、25㎡確保していない為、得点の対象とはならないのか。	本項目の考え方は、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」に記載された居室面積に対し、より広い居室面積を備えた場合に評価・加点するものであるため、御質問の状況であれば得点することはできません。
22	選定基準 3-4 3-6	選定基準（得点表）3-4の「洗面台等」、3-6「トイレ・浴室」について、サービス付き高齢者向け住宅登録基準の但し書きにある共用部分に台所と浴室を設けて認可された経緯があり、居室内に台所・浴室を設置していない。この場合、上記2項目は得点の対象とはならないのか。	上記質問と同様の考え方により、御質問の状況であれば得点することはできません。
23	選定基準 3-7	選定基準（得点表）3-7の収納設備について、トイレ内の収納等でも得点の対象となるか。	トイレ内の収納は得点の対象外です。対象となる収納については、生活用品や衣類の収納など、日常生活内で一般的に使用するものを想定しています。
24	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、「介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合」については、派遣職員も含めて算定してよいか。	お見込みのとおり、雇用形態についての定めはありませんので、派遣職員も含めて算定して構いません。 なお、選定基準（得点表）の「4 サービスソフト面」の各項目は、介護報酬請求上の加算要件と重なる部分がありますが、本公募における得点の取り扱いについては、選定基準（得点表）の記載内容を満たすことのみを要件とし、加算の取得状況は問いません。
25	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、開設当初から満たしている必要があるか。	本項目で加点した場合には、開設当初から満たしている必要があります。
26	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、退職等により割合が変動する可能性もあるが、常時継続して確保する必要があるか。	退職等の影響を含め、開設後に常時継続して満たす必要があります。
27	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、「勤続年数7年以上の者」とあるが、新規施設においては、既存施設からの職員異動も含めて算定してよいか。	お見込みのとおり、異動前の既存施設における勤続年数を含めて算定して構いません。
28	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、「勤続年数7年以上の者」とは、該当施設の正社員、非常勤、パートを含む全ての職員が対象か。	雇用形態についての定めはありませんので、「入居者に直接サービス提供する職員」に該当する全ての職員を対象として算定してください。 また、勤続年数については、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等において利用者に直接サービス提供する職員として勤務した年数を含めることができます。
29	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、「勤続年数7年以上の者」とあるが、どの時点でカウントすればよいか。（申請時点なのか、開設予定時点なのか）	開設時点を含めて、開設後に常時継続して満たす必要があります。（開設時点だけで判断するものではありません）

30	選定基準 4-1	選定基準（得点表）4-1「サービス提供体制強化」について、「勤続年数7年以上の者」とあるが、事業譲渡の場合には、事業譲渡前における勤続年数を加えてよいか。	介護保険最新情報vol.69(平成21年4月改定関係Q&A(vol.1.1)(平成21年3月23日発出)において、「施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合」には、勤続年数を通算できるとしています。よって、上記要件を満たしている場合は、事業譲渡前における勤続年数を通算することが可能です。
31	選定基準 4-2	選定基準（得点表）4-2「看護師の配置」について、看護師とは、正看護師及び准看護師のどちらも含むと考えてよいか。	本項における看護師には、准看護師は含まれません。あくまでも看護師資格を持つ職員のみが対象です。
32	選定基準 4-2	選定基準（得点表）4-2「看護師の配置」について、常に正看護師が在籍しているという解釈でよいか。	お見込みのとおりです。
33	選定基準 4-2	選定基準（得点表）4-2「看護師の配置」について、24時間365日、正看護師を配置し続ける必要があるのか (准看護師との交代勤務の場合、得点できるか)	当該項目で得点するためには、24時間365日、常に1人以上の正看護師を配置する必要があります。准看護師との交代勤務の場合には、得点することはできません。
34	選定基準 4-4	選定基準（得点表）4-4「認知症ケア」について、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とあるが、具体的にどのような研修を指すか。 (認知症介護実践リーダー研修も該当するか)	平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知第2の4(19)④に定める研修とします。詳細(原文)は下記のとおりです。 【通知内容】 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
35	選定基準 4-4	選定基準（得点表）4-4「認知症ケア」について、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とあるが、「認知症介護基礎研修」「認知症介護実践者研修」「認知症介護実践リーダー研修」のうち、いずれかを修了していれば該当と考えてよいか。	上記質問回答のとおり、「認知症介護指導者研修」が該当しますので、質問中に記載された研修は要件となりません。
36	選定基準 4-6	選定基準（得点表）4-6「協力医療機関」について、「②施設から診療の求めがあった場合において診療を行う体制」とあるが、訪問診療、往診、受診、治療、入院支援等のうち、どの医療行為が必要となるか。	具体的にどのような診療が必要であるかは状況に応じて異なるため具体的な医療行為の内容について特に定めはありませんが、緊急時に入所者の状況に応じた必要な診療が適切に受けられるようにしてください。
37	選定基準 4-6	選定基準（得点表）4-6「協力医療機関」について、現在、他の近隣自治体で協力医療機関を確保しているが、事業所と協力医療機関との距離について、定めはあるか。	川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針内「医療機関等との連携」の記載内容を満たす医療機関を確保していることを前提とします。当該指針では、移送に要する時間が概ね20分以内であることが定められています。
38	選定基準 4-6	選定基準（得点表）4-6「協力医療機関」の得点状況に関わらず、川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針内「医療機関等との連携」の記載内容を満たす必要はあるか。 また、本項目で加点する場合、当該指針に適合する医療機関と、本項目で加点する医療機関は同一である必要はあるか。	お見込みのとおり、本項の得点状況に関わらず、川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針で規定する要件を満たす協力医療機関を確保する必要があります。 また、本項目で加点する場合、当該指針に適合する医療機関と、本項目で加点する医療機関は同一である必要はありません。(指導指針の条件を満たす医療機関と、本項の加点条件を満たす医療機関が別であっても構いません。)

39	選定基準 6	選定基準（得点表）6「併設サービス」について、併設サービスを別法人（親会社含む）が運営する場合に得点できるか。またその場合、挙証資料として別途提出が必要な資料はあるか。	選定基準（得点表）の末尾（欄外）にある「※1」に記載のとおり、設置主体が「同一法人」又は「同一法人と同様に考えられる程度の密接な関係」である必要があります。ここで言う「同一法人と同様に考えられる程度の密接な関係」とは、「併設施設における事業廃止等の重要事項に係る決定について、本体施設法人が単独で行うことができること」や「本体施設法人と併設施設法人が同一法人だった場合に起こりえない不利益（入居者の処遇に支障を及ぼす等）を入居者に対して与えることがないと保障できること」などが必要と考えますが、当該要件を満たすかどうかを判断するための挙証資料については、その状況に応じて個別に判断します。
40	選定基準 6	選定基準（得点表）6「併設サービス」について、最低継続期間はあるか（途中での事業廃止は認められるか）	誓約書に記載があるとおり、内定申請時に選定基準（得点表）で加点した場合、運営開始後も継続して遵守する必要があります。（併設サービスも継続的に運営する必要があります）
41	選定基準 6	選定基準（得点表）6「併設サービス」について、既に運営している対象サービス事業所を併設する場合、得点できるか。	本項目は「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定める計画値を踏まえ、対象サービスの整備促進を図る観点から、あくまでも「新規開設」することを評価し加点するものですので、次のような場合には得点できません。 <ul style="list-style-type: none"> ●既に事業所を開設している場合 ●既に開設している事業所を移転して併設する場合 ●既に運営している事業所を廃止した上で、改めて新規指定を受けるなど、実質的に継続して運営していると認められる場合（法人合併等に伴い新規・廃止となるものの、合併前の法人が運営していた事業所を合併後の法人が実質的に継続して運営していると認められる場合も含む） ●サテライト型事業所の定員を変更して本体事業所となる場合 （指定手続き上、既存のサテライト型事業所を廃止した上での新規指定となりますが、このような場合にも得点できません。）